

大分県報

令和八年
第七二五号
七月二十四日

（金曜日）

目次

告示

と畜関係事務等に係る手数料の徴収事務の委託	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置の許可申請	一
地籍調査の成果の認証	二
指定予定保安林（二件）	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定（二件）	三
公安委員会告示	五
少年指導委員の委嘱	五
公 告	五
林業種苗法による生産事業者講習会の開催	五

○告示

示

大分県告示第三百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者にと畜検査手数料、証明料及び輸出証明書交付申請手数料の徴収事務を委託した。

令和八年七月二十四日

- 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
株式会社大分県畜産公社
- 二 豊後大野市大飼町田原千五百八十番地二十九
- 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和八年四月一日

- 三 委託をした日
令和八年四月一日
- 四 委託期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分県告示第三百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和八年七月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 申請の概要

- 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
大分市大字旦野原七百番地
国立大学法人 大分大学
学長 北 野 正 剛

- 2 特定事業場の所在地及び名称
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地
大分大学挾間キャンパス

- 3 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二
イ 洗浄施設

種

類

洗浄施設

能

力

⑤	④	③	②	①
○・一〇m ³ 二基	○・〇九m ³ 一基	○・〇八m ³ 二基	○・〇七m ³ 三基	○・一二m ³ 二基

汚水等の一日当たりの量										使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	5 排水の量及び汚染状態の値		4 汚水等の処理の方法 設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。
汚水の値	汚染の状態の値	生物化学的酸素要求量	浮遊物質質量	窒素含有量	りん含有量	項目	水素イオン濃度	単位	⑦							⑥		
mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	単位	m ³ /日	単位	⑦	⑥	⑦	⑥	⑦	⑥	⑦	⑥	⑦	⑥
三	五	六〇	一〇〇	六〇八	通常値	〇・〇〇一一	〇・一二	〇・二〇	〇・〇九	〇・一六	〇・二一	〇・二四	〇・二六	〇・三〇	〇・一二m ³ 一基	〇・〇〇〇五m ³ 二基	〇・一二m ³ 一基	〇・〇〇〇五m ³ 二基
三	五	六〇	一〇〇	六〇八	最大値	〇・〇〇一三	〇・一五	〇・二五	〇・一一	〇・二〇	〇・二六	〇・三〇	〇・二六	〇・三〇	〇・一二m ³ 一基	〇・〇〇〇五m ³ 二基	〇・一二m ³ 一基	〇・〇〇〇五m ³ 二基

大分県告示第三百二二号 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。 令和八年七月二十四日	大分県知事 佐藤 樹一郎	調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
		調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
		調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
		調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
		調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
		調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
		調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
		調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
		調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
		調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

大分市	令四・一一・一七から 令七・一一・二一まで	大分市大字志生木の 一部（小志生木）の地籍 図及び地籍簿	大分市大字志生木 の一部（小志生 木）	令八・七・一〇
佐伯市	令二・七・六から 令四・二・二五まで	佐伯市大字守後浦・久 保浦の一部の地籍図及 び地籍簿	佐伯市大字守後浦 ・久保浦の一部	令八・七・一〇
佐伯市	令二・七・七から 令四・三・四まで	佐伯市大字青山の一部 の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字青山の 一部	令八・七・一〇
日出町	令五・四・一から 令七・二・一〇まで	日出町大字豊岡の一部 の地籍図及び地籍簿	速見郡日出町大字 豊岡の一部	令八・七・一〇

大分県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年七月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

由布市庄内町阿蘇野字西岩下二九八一番、二九八二番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字西岩下二九八一番、二九八二番二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年七月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町守実字福升四一二番、四一三番、字竜越ノ上三六三三番一、三六三三番二、三六三六番から三六三九番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字福升四一二番、字竜越ノ上三六三三番二、三六三八番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年七月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和八年七月二十四日

大分県報（告示）

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定区域 の名称	所在地			地番又は区域
	市町村	大字	字	
1 岩ノ下 豊後高 田市		中真玉	常盤宮ノ上及び常盤田ノ口	次の一点から一三点までを順次結んだ線及び一点と一三点を結んだ線に囲まれた土地の区域 一点 北緯三三度三十分四六秒七八五四 東経一三一度二九分五八秒八二七四 二点 北緯三三度三十分四八秒五九六一 東経一三一度二九分五九秒五八〇〇 三点 北緯三三度三十分四八秒〇七一 東経一三一度三〇分一秒八六八六 四点 北緯三三度三十分四八秒四〇六〇 東経一三一度三〇分一秒二七一九 五点 北緯三三度三十分四七秒四三三九 東経一三一度三〇分一秒九八八九 六点 北緯三三度三十分四六秒五九四六 東経一三一度三〇分一秒八〇〇五 七点 北緯三三度三十分四五秒五二二 東経一三一度三〇分一秒五二四一 八点 北緯三三度三十分四三秒三七六八 東経一三一度三〇分一秒四三六六 九点 北緯三三度三十分四三秒八七三三 東経一三一度三〇分一秒九四五七 一〇点 北緯三三度三十分四四秒八五九八 東経一三一度三〇分一秒一五四六 一点 北緯三三度三十分四五秒七一七〇 東経一三一度三〇分一秒九一五七 二点 北緯三三度三十分四六秒一三三七 東経一三一度三〇分一秒五五四七 一三点 北緯三三度三十分四六秒六四七二 東経一三一度三〇分一秒八三〇一

大分県告示第三百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年七月二十四日

指定区域 の名称	所在地			地番又は区域
	市町村	大字	字	
方司口	日田市	大肥	山迫堂迫	二二〇八番の一部（座標五点と六点を結んだ線の南側の部分）及び二二〇九番の一部（座標五点から七点までを順次結んだ線の南側の部分） 二二九八番の一部（座標一点と二点を結んだ線の北側の部分）、二三〇〇番の一部（座標五点から一〇点までを順次結んだ線の西側の部分）、二三〇二番、二三〇四番一、二三〇四番二、二三〇五番、二三〇六番の一部（座標一点から一三点までを順次結んだ線の北側の部分）、二三〇七番の一部（座標一点と一三点を結んだ線の北側の部分）、二三〇八番一から二三〇八番三まで、二三一一番二、二三一二番、二三九八番の一部（座標一点と二点を結んだ線の東側の部分）、二三九九番及び二四〇〇番の一部（座標一点から六点までを順次結んだ線の東側の部分） 一点 北緯三三度二分三八秒〇五〇四 東経一三〇度五二分三七秒九七二八 二点 北緯三三度二分三八秒九三三一 東経一三〇度五二分三八秒一五一四 三点 北緯三三度二分三九秒七一九一 東経一三〇度五二分三七秒八八三四 四点 北緯三三度二分四〇秒一五〇八 東経一三〇度五二分三七秒九二一八 五点 北緯三三度二分四〇秒九三四五 東経一三〇度五二分三八秒一一〇三 六点 北緯三三度二分四〇秒六〇一三 東経一三〇度五二分三九秒三七〇四 七点 北緯三三度二分四〇秒四六一〇 東経一三〇度五二分四〇秒四〇九七 八点 北緯三三度二分三九秒七三三八 東経一三〇度五二分四一秒〇五九九 九点 北緯三三度二分三八秒九九七〇 東経一三〇度五二分四二秒三七一五

大分県知事 佐藤 樹一郎

				一〇点	北緯三三度二分三八秒一六五六
				東経一三〇度五二分四二秒〇六〇九	
				一点	北緯三三度二分三七秒五〇六〇
				東経一三〇度五二分四三秒九四八五	
				一二点	北緯三三度二分三七秒一〇二五
				東経一三〇度五二分四三秒一〇一八	
				一三点	北緯三三度二分三六秒九三一五
				東経一三〇度五二分四二秒〇二九二	

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第77号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

令和8年7月24日

大分県公安委員会委員長 渡 邊 直 二

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
岡 部 嘉 洋	豊後高田市是永町32番地 1	豊後高田警察署の管轄区域

○公 告

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり生産事業者講習会を開催する。

令和八年七月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 講習会の日時及び場所

1 日時 令和八年九月二十五日 午前九時から

2 場所 大分市花園二丁目六番四十六号 大分県林業会館新館三階研修室

二 講習内容

令和八年七月二十四日

大分県報（告示・公安委告示・公告）

- 1 種苗に関する法令 二時間
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 受講申込方法及び受付期間
- 講習を受けようとする者は、大分県ホームページの電子申請フォームで令和八年九月一日までに申し込むこと。電子申請により難しい場合は、住所地进行大分県各振興局農山（漁）村振興部に問い合わせること。
- 四 講習手数料
講習手数料は、一万四千円とする。支払方法は、電子申請フォームでのクレジットカード決済によること又は大分県収入証紙を住所地进行大分県各振興局農山（漁）村振興部に持参すること。
- 五 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 大分県林業会館駐車場は利用不可とする。なお、駐車場は別途案内する。